

- 1 この書類は、保護者本人が事業主である場合に作成してください。
 - 2 仕事の内容は、具体的に記入してください。
(農業就労の方は、耕作面積・作物などを記入してください。)
 - 3 事実と違ったことを記入した場合は、入所を取消又は退所になることがあります。
- ※ 上記の内容について、市が調査をする場合があります。その際、偽造などの不正があった場合には本証明は無効とします(文書の偽造は罪となる場合があります)。